

譲渡契約書は大賞者 1 名に該当する契約書です

公募の際は使いません

ポスターに関する譲渡契約書

(作成者)(以下、「甲」という)と、NPO法人こども緊急サポートふくしま(以下、「乙」という)とは、ポスターの著作権、意匠権、商標権その他の権利譲渡に関し、次のとおり契約を締結する。

(譲渡)

第1条 乙は、ポスターを甲が創作した物であると、甲が公開を望む範囲(氏名・居住都道府県・職業等)において、公式サイトや公式ブログ等にて開示する。

第2条 甲は、乙に対し、ポスターに関する著作権、意匠権、商標権その他全ての権利を譲渡する。乙は、ポスターを公式サイト・公式ブログ・SNS・名刺の一部・広報用のポスター・チラシ等、法人としてのあらゆる公的な活動や機会に使用できる事とする。

第3条 甲は、乙がポスターを使用する際、デザインの一部を改変することを許可する。乙は故意に悪意ある改変を行わないが、結果的に甲の意に反するデザインになった場合、甲の申し入れにより、問題のあった改変を修正する。

(対価)

第4条 乙は甲に対し、第2条および第3条の対価として記念品(商品券1万円分)を本契約締結後すみやかに1回払いとして支払うものとする。

(著作者人格権)

第5条 甲は、ポスターの著作物について、乙および乙より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を継承した者に対し、著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

(保証)

第6条 甲は乙に対し、ポスターが第三者の著作権、意匠権、商標権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものである事を保証する。万一、ポスターにおいて、第三者から権利の主張、異議、苦情等が生じた場合には、乙は、これを処理する。

(解除)

第7条 乙は、第6条に反し、甲が創作したポスターが、第三者が有する権利物、意匠、標章からの盗用であった事が明らかになった場合には、直ちに本契約を解除するものとする。甲は、第4条の対価を乙に返還すると共に、第1条にて開示した公式サイトや公式ブログ等で謝罪文を載せる事とする。

(協議)

第8条 本契約の定めのない事項、または本契約について甲乙が解釈を異にした事項については双方誠意をもって友好的協議の上解決する。

(管轄)

第9条 本契約について訴訟の必要が生じた場合、福島地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名および押印の上、各自1通を保有する。

令和3年○月○日

甲 創作物作者住所

作者氏名

印

乙

福島県福島市東中央1丁目32-2

NPO法人こども緊急サポートふくしま 理事長：佐藤由紀子

印